

平成 25 年報告対象物質等が次のとおり定められました。
 対象物質に係る報告期日は、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間です。
 (平成 24 年 12 月 28 日 厚生労働省告示第 603 号)

表 1 報告対象物質

報告対象物質	報告を要しない含有率
カーボンブラック	0.1 パーセント未満
クロロホルム	0.1 パーセント未満
四塩化炭素	0.1 パーセント未満
1・4-ジオキサン	0.1 パーセント未満
1・2-ジクロロエタン	0.1 パーセント未満
ジクロロメタン (別名 二塩化メチレン)	0.1 パーセント未満
ジボラン	1 パーセント未満
N・N-ジメチルホルムアミド	0.1 パーセント未満
スチレン	0.1 パーセント未満
テトラクロロエチレン (別名 パークロロエチレン)	0.1 パーセント未満
1・1・1-トリクロロエタン	0.1 パーセント未満
トリクロロエチレン	0.1 パーセント未満
パラ-クロロアニリン	0.1 パーセント未満
パラ-ニトロクロロベンゼン	0.1 パーセント未満
ビフェニル	1 パーセント未満
2-ブテナール	0.1 パーセント未満
メチルイソブチルケトン	1 パーセント未満

表 2 報告対象期間等

報告対象期間	報告対象物質	報告期間
平成 25 年 1 月 1 日から 同年 12 月 31 日までの間	表 1 に記載する物質	平成 26 年 1 月 1 日から 同年 3 月 31 日までの間